

## 令和7年12月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年12月9日 火曜日 午後3時03分から午後3時39分まで

2 開催場所 保健福祉センターなわ 多目的ホール

3 出席委員 (28人)

会 長	15番	江原 宏昭		
農業委員	1番	尾古 礼隆	8番	中川 勝彦
	2番	佐伯 守	9番	小谷 恵
	3番	前田 繁昌	10番	岡田 浩司
	4番	石原 文義	12番	濱田 巖
	5番	安藤 幹雄	13番	米澤 誠一
	6番	矢田 考志	14番	遠藤 幸子
	7番	山下 一郎		

推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義
	8番	戸野 悦宏	15番	山根 章司

4 欠席委員 (2人) (農委11番 森田 博文、推委7番 高虫 秀樹)

5 議事録署名委員の決定 (7番 山下 一郎、8番 中川 勝彦)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

7 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について

(3) 賃貸借の解約について

(4) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	徳 永 貴
主 幹	坂 田 真 寛
主 幹	西 川 援
事務補助員	山根江利子

## 10 会議の概要

事務局 それでは、議長、よろしくお願いいたします。

---

議長 【議長挨拶】  
・時候挨拶。  
・青森県の地震について。

議長 それでは欠席届が、農業委員の11番委員さんと、推進委員7番委員さんが欠席ということで、今回の定例会が成立することを報告いたします。  
続きまして、議事録署名人ですが、7番委員さん、8番委員さんをお願いします。

---

議長 事務局のほうから、会務報告をお願いいたします。

事務局 【会務報告】  
(11月10日) ・農政部会について。  
・農業者年金加入推進研修会について。  
・定例農業委員会について。  
(11月17日) ・名和地区農業相談日について。相談件数2件あり。  
(11月18日) ・農業経営改善計画審査会について。  
(11月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数3件あり。  
(11月27日) ・全国農業委員会会長代表者集会について。  
(12月 3日) ・農業委員会特別研修会について。  
(12月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。

議長 ありがとうございます。  
それでは、何か質問があれば。  
ないようですので、議案に入っていきたいと思います。

---

議長 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。

譲渡人、譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由のほうを説明させていただきます。

番号41、〇〇、田1筆、900㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は、平成24年から利用権設定で譲受人が耕作をされていた農地で、今回取得されることになったものです。取得農地ではブロッコリーを作付けさ

れる予定です。

番号42、〇〇〇、畑1筆、394㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は、農地を手放したい譲渡人が隣接を耕作されておられます譲受人と協議をされまして、今回取得されることになったものです。取得農地ではカボチャなどを作付けされる予定です。

なお、本農地には、農機具用の小屋が建っておりまして、今回の3条申請に合わせまして、200㎡未満の転用届出が提出されています。こちらについては後ほど10ページの報告のほうをご覧くださいというふうに思います。

続きまして番号43、〇〇、田2筆、合計4,838㎡。こちらは贈与になります。

本申請は、農地を手放したい譲渡人が譲受人と協議をされまして今回取得されることになったものです。取得農地では水稻を作付けされる予定です。

番号44、〇〇、田2筆、合計2,490㎡。こちらも贈与になります。

本申請ですけれども、〇〇の△△△△-△については、令和2年から利用権設定で譲受人が耕作をされていた農地で、今回、譲渡人所有のもう1筆、〇〇▽▽▽-▽と合わせて取得されることになったものです。取得農地では、〇〇▽▽▽-▽のほうはブロッコリー、△△△△-△のほうは水稻を作付けされる予定です。

2ページをご覧ください。

番号45、〇〇、田1筆、1,439㎡。売買で、売買価格は1反当たり※円になります。

本申請は、平成20年から利用権設定で譲受人が耕作をされていた農地で、今回取得されることになったものです。取得農地では水稻を作付けされる予定です。

最後になります。番号46、〇〇、田1筆、800㎡。売買で売買価格は1反当たり※円になります。

こちらも番号45と同様にですね、平成22年から利用権設定で譲受人が耕作をされていた農地で、今回取得されることになったものです。取得農地では水稻を作付けされる予定です。

いずれの申請も、農地法第3条の許可要件であります「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」を全て満たしていると考えておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ここで現地確認報告をお願いします。

番号41番、45番、46番を推委11番委員さん。番号42番、44番を推委10番委員さん。43番を農委1番委員さんからお願いします。

初めに推委11番委員さん、お願いします。

推委11番委員 はい。推進委員の11番でございます。今日の午前中に、事務局を含め

4名で現地確認をいたしました。

41番、それから45番、46番、いずれも2筆から3筆の入会地になっております。現状につきましては、譲受人が耕作をしております。

41番の〇〇につきましては、ブロッコリーの跡地になっております。それから45番、46番、これにつきましては、大豆の耕作跡でございます。現状につきましては、きれいに耕耘がしてあり、きれいに整地がしてありましたので特に問題はないかと思えます。

以上でございます。

議長 推委10番委員さん。

推委10番委員 はい、10番です。失礼します。

42番につきましては、草がきれいに刈ってありまして、特に問題はないなというふうに思いました。

次に44番。こちらは耕作がなされておりまして、きちんと整備もされてきました。ただ、〇〇□□ですか、▽▽▽-▽につきましては、隣接する形で畦もなくですね、一続きの耕作地になっていました。

その耕作地の真ん中で、今回名義を変えられるということですが、今までどおり変化はないのではないかなというふうに思っております。

審議のほど、よろしく願います。

農委1番委員 1番です。43番の〇〇の田の2筆について報告をいたします。

2筆とも適正に管理がしてありました。問題ないと思えます。

審議のほど、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

それでは、何かご質問のある方は挙手を願います。

それでは、ないようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、許可することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。次のとおり照会がありましたので意見を求めます。(詳細；議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長 はい。ありがとうございました。

それでは、初めに議事参与となっている農地番号の91番、101番から103番を除いた番号を審議したいと思います。

何か質問がありましたら。

それでは、ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたしました。

議長

続きまして、議事参与についての審議を行います。

推委14番委員さん、退出をお願いします。

(推委14番委員、退出)

それでは、これから91番の審議をいたします。

質問のある方は挙手をお願いします。

それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

(推委14番委員、入室)

議長

農委6番委員さん。

(農委6番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは、101番から103番を審議いたします。

質問のある方は、挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

(農委6番委員、入室)

議長

それでは10ページから12ページ、農地法施行規則第29条第1号の届出についてですが、見ておいてください。

同じように、13ページ、14ページの公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書についても、確認しておいてください。

それから、続きまして15、16、17ページの賃貸借の解約についても後で見確認しておいてください。

議長

それでは、来年の1月の定例農業委員会の日程についてですが、来年の1月の定例会は、一応、1月9日、金曜日の午後3時から保健福祉センターなわで

行いたいと思います。

現地の確認当番は、推委1番委員さん、推委9番委員さん、農委4番委員さんですので、よろしくお願いします。

議長 続きまして、事務局よりお願いしたいと思います。

事務局 【その他】

- ・農地利用最適化活動研修会について。
- ・忘年会について。
- ・積立旅行について。
- ・中四国ブロック農業委員会女性委員研修会について。

(農委7番委員、挙手)

議長 はい、どうぞ。農委7番委員さん。

農委7番委員 はい。ちょっと、手が挙げられませんでした。

報告事項の議案の1番最後、13ページに、公共工事の関係での道路工事ということで出ておりますけども、ここの備考欄で、県発注で、場所がここは○○○ですので□□辺の工事だと思うんですけども、◎◎1号水路橋河川応急工事って◎◎1号って書いてありますが、○○、□□なのに工事名が違うような気がします。いかがでしょうか。

事務局 はい。今、報告書のほうを改めて確認してはありますが、事業名、工事名としては、◎◎1号水路橋河川応急工事ということで間違いはございません。

農委7番委員 県のほうからは、そう報告があるわけですね。

場所は○○なのに、◎◎っていうのはちょっと分かりました。

事務局 農委7番さん、よろしいですか。□□だけど◎◎です。

農委7番委員 いいかと言われても、県がそう出しとるんだったらそうでしょうけども、普通こんな工事名は付けないのかなとは、不思議に思います。

議長 よろしいでしょうか。

事務局 この辺りが○○ということで、確認のご質問がありました。

改めて見たところ、報告書のほうには、◎◎1号水路橋河川応急工事ということで、図面のほうもそういう名前ではありましたけれども、ちょっと後ほど改めて県のほうに確認のほうはさせていただきたいと思います。

議長 そういうことですが、後で確認しますってことですので、よろしいでしょうか。

その他、何かございましたら。

それでは、今日の晩も懇親会がございますので、出席される方はよろしくお願いします。

ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 山下 一郎

議事録署名委員 中川 勝彦

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。